

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

佐賀県教育委員会教育長 甲 斐 直 美

佐賀県規則第4号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（平成2年佐賀県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表第7（第16条の2関係）					別表第7（第16条の2関係）				
(1) 略					(1) 略				
(2) 中学校教諭に係る教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法					(2) 中学校教諭に係る教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法				
第1欄	第2欄	第3欄			第1欄	第2欄	第3欄		
免許教科	教科に関する専門的事項に関する科目	最低修得単位数			免許教科	教科に関する専門的事項に関する科目	最低修得単位数		
		4以下の場合	5以上9以下の場合	10以上の場合			4以下の場合	5以上9以下の場合	10以上の場合
略					略				
理科	物理学	略			理科	物理学	略		
	<u>物理学実験(コンピュータ活用を含む。)</u>								
	化学								
	<u>化学実験(コンピュータ活用を含む。)</u>								
	生物学								
	<u>生物学実験(コンピュータ活用を含む。)</u>								

改正前			改正後		
	略			略	
	<u>地学実験(コンピュータ活用を含む。)</u>			<u>物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験</u>	
略			略		
技術	<u>木材加工(製図及び実習を含む。)</u>	略	技術	<u>材料加工(実習を含む。)</u>	略
	<u>金属加工(製図及び実習を含む。)</u>			機械・電気(実習を含む。)	
	機械(実習を含む。)				
	<u>電気(実習を含む。)</u>				
	<u>栽培(実習を含む。)</u>				
	<u>情報とコンピュータ(実習を含む。)</u>				
			情報とコンピュータ		
家庭	略	略	家庭	略	略
	被服学(被服製作実習を含む。)			被服学(被服実習を含む。)	
	略			略	
	保育学(実習を含む。)			保育学	
略			略		
備考 略			備考 略		
(3) 高等学校教諭に係る教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法			(3) 高等学校教諭に係る教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法		
第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
免許教	教科に関する専門的事	最低修得単位数	免許教	教科に関する専門的事	最低修得単位数

改正前					改正後				
科	項に関する科目	4 以下 の場合	5 以上 9 以下 の場合	10 以上 の場合	科	項に関する科目	4 以下 の場合	5 以上 9 以下 の場合	10 以上 の場合
略					略				
理科	略	略			理科	略	略		
	「 <u>物理学実験（コンピュータ活用を含む。）</u> 、 <u>化学実験（コンピュータ活用を含む。）</u> 、 <u>生物学実験（コンピュータ活用を含む。）</u> 、 <u>地学実験（コンピュータ活用を含む。）</u> 」					「 <u>物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験</u> 」			
略					略				
家庭	略	略			家庭	略	略		
	被服学（ <u>被服製作実習を含む。</u> ）					被服学（ <u>被服実習を含む。</u> ）			
	略					略			
	<u>住居学（製図を含む。）</u>					住居学			
	<u>保育学（実習及び家庭看護を含む。）</u>					保育学			
	<u>家庭電気・家庭機械・情報処理</u>								
情報	情報社会・情報倫理	略			情報	<u>情報社会（職業に関する内容を含む。）</u> ・ <u>情報倫理</u>	略		

改正前		改正後																			
	<table border="1"> <tr> <td>コンピュータ・情報処理 <u>(実習を含む。)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報システム <u>(実習を含む。)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報通信ネットワーク <u>(実習を含む。)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>マルチメディア表現・マルチメディア技術 <u>(実習を含む。)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報と職業</td> <td></td> </tr> </table>	コンピュータ・情報処理 <u>(実習を含む。)</u>		情報システム <u>(実習を含む。)</u>		情報通信ネットワーク <u>(実習を含む。)</u>		マルチメディア表現・マルチメディア技術 <u>(実習を含む。)</u>		情報と職業			<table border="1"> <tr> <td>コンピュータ・情報処理</td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報システム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報通信ネットワーク</td> <td></td> </tr> <tr> <td>マルチメディア表現・マルチメディア技術</td> <td></td> </tr> </table>	コンピュータ・情報処理		情報システム		情報通信ネットワーク		マルチメディア表現・マルチメディア技術	
コンピュータ・情報処理 <u>(実習を含む。)</u>																					
情報システム <u>(実習を含む。)</u>																					
情報通信ネットワーク <u>(実習を含む。)</u>																					
マルチメディア表現・マルチメディア技術 <u>(実習を含む。)</u>																					
情報と職業																					
コンピュータ・情報処理																					
情報システム																					
情報通信ネットワーク																					
マルチメディア表現・マルチメディア技術																					
略		略																			
備考 略		備考 略																			
(4) 略		(4) 略																			
別表第10 (第16条の2 関係)		別表第10 (第16条の2 関係)																			
略		略																			
略		略																			
(1) 略		(1) 略																			
(2) 第2欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、1又は2以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。 <u>次項</u> において同じ。）について、それぞれ次のア又はイに定める単位を修得するものとする。		(2) 第2欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、1又は2以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。 <u>第5号</u> において同じ。）について、それぞれ次のア又はイに定める単位を修得するものとする。																			
ア・イ 略		ア・イ 略																			
		(3) <u>教育課程等に関する科目は、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含むものとする。</u>																			

改正前	改正後
<p>(3) 第3欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする教育に関する事項のうち、<u>授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域</u>に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。</p>	<p>(4) <u>知的障害者に関する教育の領域に関する教育課程等に関する科目は、そのカリキュラム・マネジメントを含むものとする。</u></p> <p>(5) 第3欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、<u>病弱者及び複数の種類の障害を併せ有する者</u>に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者（発達障害者を含む。）に対する教育に関する事項のうち、<u>免許状教育領域</u>に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。